

令和6年度第2回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年5月10日（水）午後1時45分 から 午後3時25分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		18番	秋山	員宏
		19番	宮山	繁治
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員（2人）

3番	永井	尚子
6番	齊藤	秀樹

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 9 号	農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 11 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第 12 号	農地法第 18 条の規定による許可について
議案第 13 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 14 号	令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況について
議案第 15 号	令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
報告第 16 号	筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
報告第 17 号	農業者年金加入推進部長の選定について

4、報告

報告第 6 号	農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について
報告第 7 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

7、会議の概要

議 長

それでは、只今より、令和6年度第2回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。よって定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、3番・永井尚子委員、6番・齊藤秀樹委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、渡辺主任、長津主任、山本主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、5番・坂入 委員と7番・赤城良子 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。

次に、日程第4 議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、議案第8号受付番号8番は、15番議席・栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後13時51分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

山本主事より説明させます。

山本主事

議案第8号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。それでは4ページをお願いいたします。

8番、権利：所有権移転有償、所在：上野字長町、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,843㎡、外7筆、合計8筆、合計面積13,916㎡、譲渡人又は貸主：水戸市上国井町、譲受人又は借主：筑西市上野、経営面積、渡人：82,783.21㎡、受人：66,372㎡、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号8番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

はい、10番栗島です。

8番について、ご報告申し上げます。

受人は、関城地区でも指折りの大規模経営をしている会社、農業経営法人で

す。

農林公社との取引ということで間違いないことをご報告申し上げます。
以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第8号 受付番号8番を採決いたします。

議案第8号 受付番号8番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第8号 受付番号8番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、15番議席・栗島和子委員の除斥を解きます。

午後13時53分 解除

つづいて、議案第8号 受付番号18番は、8番議席・齊藤一弥委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後13時54分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 引き続き、山本主事より説明させます。

山本主事 はい。続きまして、7ページをお願いいたします。

18番、所有権移転有償、井上字高田、畑、田、327㎡、筑西市旭ヶ丘、筑西市稲荷、934㎡、923,675.78㎡、1、1。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
受付番号18番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

はい。10 番栗島です。

やはり受人は、関城地区、筑西市でも指折りの大規模経営の農地組合法人です。

渡人の方のこの今回の土地を以前から受人が耕作していたということで、渡人の方から所有権移転の話があり、今回の申請になりました。

以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 8 号 受付番号 1 8 番を採決いたします。

議案第 8 号 受付番号 1 8 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 8 号 受付番号 1 8 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで 8 番議席・齋藤一弥委員の除斥を解きます。

午後 13 時 56 分 解除

つづいて、受付番号 5 番から 7 番、9 番から 1 2 番、1 4 番から 1 7 番並びに 1 9 番から 2 3 番について、事務局より説明願います。

早瀬局長

山本主事からの説明となります。

山本主事

はい。続きまして、3 ページをお願いいたします。

5 番、所有権移転有償、向上野字東原、畑、畑、1,206 m²、筑西市向上野、下妻市堀籠、1,839 m²、35,091 m²、4、4。

6 番、所有権移転有償、舟生字上木有戸、畑、畑、1,750 m²、埼玉県加須市多門寺、筑西市舟生、7,168 m²、0 m²、1、1。

7 番、所有権移転無償、村田字扇田、田、田、907 m²、神奈川県川崎市高津区末長、筑西市川連、907 m²、3,395 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

9 番、所有権移転有償、玉戸字東田、田、田、1,441 m²、水戸市上国井町、筑西市玉戸、82,783.21 m²、43,174 m²、3、3。

1 0 番、所有権移転無償、黒子字諏訪、畑、畑、843 m²、外 2 筆、合計 3 筆、

合計面積 11,329 m²、筑西市木戸、取手市新町一丁目、6,380.5 m²、0 m²、2、1。

1 1 番、所有権移転無償、上野字新宮、田、田、3,586 m²、筑西市上野、筑西市上野、4,540 m²、4,540 m²、2、2。

1 2 番、所有権移転有償、木戸字磯山、畑、畑、426 m²、下妻市若柳、筑西市下岡崎二丁目、426 m²、7,229 m²、1、1。

番号 1 3 番は保留となります。

次のページをお願いいたします。

1 4 番、所有権移転有償、中上野字北浦、田、田、3,022 m²、筑西市中上野、筑西市中上野、10,447 m²、187,940.5 m²、4、3。

1 5 番、所有権移転有償、蓮沼字クミスギ島、畑、畑、1,321 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,305 m²、筑西市蓮沼、筑西市細田、9,675 m²、186,204 m²、3、3。

1 6 番、所有権移転無償、中根字北浦、畑、畑、613 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,229 m²、下妻市下妻乙、筑西市中根、13,375 m²、59,407 m²、2、2。

1 7 番、所有権移転無償、中根字上流、田、田、1,005 m²、外 12 筆、合計 13 筆、合計面積 12,146 m²、下妻市下妻乙、筑西市中根、13,375 m²、7,032 m²、1、1。

1 9 番、所有権移転有償、向上野字香取、畑、畑、320 m²、下妻市下妻乙、筑西市向上野、992 m²、0 m²、1、1。

次のページをお願いいたします。

2 0 番、所有権移転有償、向上野字香取、畑、畑、147 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 287 m²、筑西市向上野、筑西市向上野、147 m²、0 m²、1、1。

2 1 番、所有権移転有償、花橋字無、畑、畑、998 m²、筑西市花橋、結城市大字今宿、10,788 m²、33,588.51 m²、1、1。

2 2 番、所有権移転有償、筑瀬字筑瀬、田、田、3,774 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 17,514 m²、筑西市柴山、筑西市折本、15,840 m²、770,270 m²、3、3。

2 3 番、所有権移転無償、中館字天神窪、畑、畑、105 m²、筑西市中館、筑西市中館、1,162 m²、5,127 m²、2、1。

以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 5 番より、調査委員の報告をお願いします。

須藤栄一
委員

1 1 番須藤です。報告します。

4 月 26 日に明野支所において、書類審査を実施しました。

5 番、7 番、1 4 番、1 6 番、1 7 番は同一渡人。

1 9 番、2 0 番は同一受人、以上 7 件になります。

随時説明します。

まず 5 番ですが、受人・渡人に電話で確認いたしました。渡人は女手一人で高齢のため、農作業ができないそうです。もともとは山林と畑が地続きであったそうですが、数年前に受人に山林だけ売却したそうです。その時、畑も一緒に貸したそうです。今回は残った畑の売買です。成長して作物を作るそうです。

書類に不備もなく、許可相当と判断します。

7番ですが、受人・渡人に電話で確認しました。隣り合わせの田んぼなので、受人がすべて耕作したそうです。渡人は、おばさまに当たる方で、遠方であり、高齢のため、譲り渡すことになったそうです。

書類に、不備もなく、許可相当と判断します。

続いて14番ですが、渡人に電話を入れたのですが、電話が間違っていたんで通じませんでした。受人の自宅を訪問して話を聞いて参りました。地元の大規模農家で、規模拡大に売買が話まとまったそうです。

書類に不備もなく、許可相当と判断します。

続いて16番・17番ですが、渡人が一緒のため、一緒に説明します。

受人に電話で確認しました。渡人と16番・17番は、本宅新宅の関係だそうです。渡人は一人暮らしで、跡取りがいなかったそうですが、宅地周りを16番の受人、田畑は17番の受人が耕作管理していたそうです。今回は相続で、遺言書も添付してありました。遺言執行者にも確認したところ、遺言による相続遺贈に間違いはないという話でした。

書類も不備がなく、許可相当と判断します。

続いて19番・20番ですが、同一の受人なので一緒に説明します。

受人・渡人に電話で確認しましたところ、申請書のとおり間違いがないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断します。皆様のさらなるご審議お願いいたします。

以上です。

議長

はい。6番お願いします。

竹内紀男
委員

12番竹内です。

6番について報告いたします。4月26日に、受人と渡人の方にそれぞれ電話連絡をいたしましたところ、申請通り間違いがないということです。

それに不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

議長

はい。9番お願いします。

中澤保
委員

9番、中澤です。

4月25日に書類検査を実施いたしました。後日、受人の方に電話連絡をしたところ、申請とおりに間違いがないということで書類を不備もなく、許可相当と判断いたしました。

また皆様のさらなるご審議の方をお願いいたします。

議長

はい。10番お願いします。

齊藤一弥

はい。8番の齊藤です。

委員	<p>10番と12番を報告します。4月25日に関城支所におきまして書類審査、その後、現地調査を行いました。</p> <p>10番ですが、10番は、親から子への生前贈与です。</p> <p>12番は、渡人自身がもう農業をやらないということで、この受人に相談して売買に至ったそうです。</p> <p>2件とも許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>11番お願いします。</p>
栗島和子 委員	<p>15番の栗島です。</p> <p>11番についてご報告いたします。先月の25日に、書類審査を行いました。その後、電話で受人の方と渡人の方に確認いたしましたところ、申請に間違いのないとのことですが、さらなる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>15番お願いします。</p>
岩淵 進 委員	<p>4番の岩淵です。</p> <p>15番の案件を報告します。先月の26日、書類審査を行いました。後日、渡人・受人それぞれ自宅を訪問してお話をお伺いしました。渡人は高齢で、農地を耕作することが難しくなり、農地を整理することになったそうです。受け人は、規模拡大を図りたいと。双方の思惑が一致して、今回の契約になったそうです。</p> <p>書類に不備もなく、許可相当と思われませんが、皆様方のさらなる審議をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>21番お願いします。</p>
栗島菊雄 委員	<p>はい、10番栗島です。</p> <p>21番について、ご報告申し上げます。双方に電話連絡をして確認をしてきました。渡人のこの土地を受人が以前から耕作していて、渡人の方から所有権移転の話を持ちかけられ、受人がそれを承諾したってということで今回の申請になりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。22番お願いします。</p>
坂入 進 委員	<p>はい。5番坂入です。</p> <p>3条の22、23番を報告いたします。双方とも先月25日に、書類審査を行いまして、不備のないことを確認いたしました。なお、後日受人・渡人へのお電</p>

話による確認により、間違いのないことを確認をいたしました。

また22番なんですが、受人は、地元でも大口農家でありまして、渡人が入院などをして農家ができないんでよろしくお願ひしますというようなことをございまして。

23番につきましては、こちらもですね前回申請した土地がございまして、何ヶ所かありまして、1つだけちょっと、申請漏れがあったというようなことをございます。

どちらも問題ないと思われませんが、さらなる皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願ひします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第8号 受付番号5番から7番、9番から12番、14番から17番並びに19番から23番を採決いたします。

議案第8号 受付番号5番から7番、9番から12番、14番から17番並びに19番から23番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第8号 受付番号5番から7番、9番から17番並びに19番から23番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第9号「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願ひます。

早瀬局長 渡辺主任よりご説明いたします。

渡辺主任 それでは説明させていただきます。議案書9ページをご覧ください。

議案第9号、農地法第4条の規定による許可について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願ひします。

番号1番は保留となります。

番号:2番、所在:落合字大道下、登記簿地目:田、現況地目:宅地、面積:92㎡、外1筆、合計2筆、合計面積157㎡、申請人:筑西市落合、転用事由:農家住

宅敷地拡張。

申請地は、市立河間小学校の北西側約 1.2 k m、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の東側約 1.2 k mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で農業経営を行っている農家です。今般、自己の住宅の敷地として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正するべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 2 番よりお願いします。

高島敏男
委員

はい。2 番の高島です。
No.2 番の報告をいたします。

この住宅を新築したときに、元の納屋の軒下が出っ張っちゃいまして、畑に入り込んでいるということがわかったそうです。そのため、その農地を住宅敷地にするよう案件として、今回の申請になります。

今回の申請者とは現地確認のときに話し合いをいたしました。その時にお互いの話を聞いて、理解できました。

その調査の結果、書類にも不備がなく、許可相当と思われませんが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 9 号 受付番号 2 番を採決いたします。

議案第 9 号 受付番号 2 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

はい。挙手全員。よって議案第 2 号 受付番号 2 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

引き続き、渡辺主任からの説明となります。

渡辺主任

議案書11ページをご覧ください。

議案第10号、農地法第5条の規定による許可について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いします。

1番は保留となります。

番号2番、権利：所有権移転有償、所在：田宿字野ケ内、登記簿地目：畑、現況地目：雑種地、面積：1,188㎡、譲渡人又は貸主：筑西市寺上野、譲受人又は借主：筑西市田宿、転用事由：車両置場。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約1.4km、県道つくば真岡線の東側約1.4kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古自動車販売業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。なお、現況が雑種地になっている為、始末書が添付されております。

3番、賃貸借権、神分字南田、田、雑種地、590㎡、筑西市神分、水戸市千波町、駐車場。

申請地は、国道50号線の東側約300m、市立伊讚小学校の南西側約600mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。

申請者は、申請地付近で自動車販売業を営む法人です。今般、駐車場として使用していた土地が農地法の許可を取得していなかったことが判明したため、これを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

次のページをお願いします。

4番、所有権移転有償、舟生字切掛、田、畑、125㎡、結城市大字結城、筑西市舟生、駐車場及び資材置場。

申請地は、関城支所の西側約400m、市立関城西小学校の東側約500mに位置する500m以内に支所のある第2種農地です。

申請者は、申請地の隣地にて生活しておりますが、娘家族と同居することとなり、駐車スペースがなく申請するものです。また、弁当屋を営んでおり、その資材を保管したく資材置場としても申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

5番、所有権移転有償、中上野字仲畑、畑、畑、521㎡、筑西市中上野、筑西市中上野、自己住宅。

申請地は、県道下妻真壁線の東側約100m、市立上野小学校の西側約1.1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になることから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです

6番、使用貸借権、船玉字南原、畑、畑、132㎡、筑西市船玉、筑西市船玉、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の西側約100m、国道50号線の南側約1.9kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内にて生活しておりますが、孫の成長に伴い手狭になることから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです

7番、所有権移転有償、下野殿字西原、畑、畑、999㎡、古河市中田、筑西市野殿、車両置場。

申請地は、県道谷原筑西線の西側約600m、関東鉄道常総線大田郷駅の南側約1kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、申請地付近で中古自動車販売業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い車両置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号2番から、調査委員の報告をお願いいたします。

須藤栄一
委員

すいません、11番須藤です。

2番・5番について報告します。去る4月26日、明野支所において、書類審査後、現地を確認しました。

まず2番ですが、受人に電話で話を聞くことができました。現在は更地になっておりますが、一部廃材、鉄板などが置いてありました。これを撤去し、整地して、フェンスを張って車両置き場にするそうです。また渡人とは、何回か電話入れましたが、連絡が取れませんでした。

書類に不備もなく、許可相当と思われます。

5番についてですが、渡人に電話を入れて確認したところ、古くからの知り合いだそうです。受人は、売買用地の隣のアパートで生活しているそうです。家を建てるために交渉が成立となったそうです。間違いのないことでした。

書類に不備もなく、許可相当と思われます。

さらなるご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長

はい。3番お願いします。

新井英雄
委員

はい。24番の新井です。

私から3番と7番について報告いたします。

まず3番についてですが、4月25日、書類審査及び現地確認を実施しました。受人と渡人にそれぞれ電話連絡をしたんですが、なかなか連絡取れないもので、訪問をして確認しました。渡人の方がね、高齢なんですけど、よく説明したら、そのとおりだというふうな話だったので、申請した通り間違いのないということ

でした。

続いて、7番についてですが、同じく4月25日、書類審査及び現地確認を実施しました。受人と渡人、それぞれに電話連絡をしたところ、受人の会社が、置き場が狭くなったため、車両置き場として、渡人と所有権移動有償ということで、申請書通り、間違いがないということでした。

2件とも書類の不備もなく、それぞれ許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなる審議をお願いいたします。

議長

4番をお願いします

栗島菊雄
委員

はい、10番栗島です。

先月25日に書類審査及び現地確認、後日双方に電話連絡をして聞き取りをしてきました。渡人のこの申請の土地を、受人が、受人が住んでいる住宅地のすぐ隣にあるもので、形的には細長い三角形みたいな形で、利用がもう受人の人しか使えないような土地なんです。それで、受人が、事務局の説明のとおり、駐車場及び、お弁当屋さんやってるんで、材料を置く、冷蔵庫とかそういうものをこのぐらいしか利用価値がないようなんで、渡人がそれを承諾してくれて、今回の申請になりました。

両方に確認取って、今回の申請に間違いがないことを、確認してきました。以上です。

議長

6番をお願いします。

栗島和子
委員

はい。15番の栗島です。

6番についてご報告いたします。先月の25日に、書類審査並びに現地調査を行いました。後日、渡人の方と受人の方に電話で確認しましたところ、自己住宅の申請に間違いがないとのことですが、さらなる皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

國府田
喜久男
委員

はい。2番の受人の方の国はどこですか。

渡辺主任

少々お待ちください。

お答えいたします。

本人の国籍自体はちょっと確認はしておりませんが、会社の本店がスリランカにあるので、おそらくスリランカと思われます。以上です。

議長	スリランカだそうです。よろしいでございますか。 あとご質疑なんかありますか。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第10号 受付番号2番から7番を採決いたします。 議案第10号 受付番号2番から7番については、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
	(挙手全員)
	挙手全員。よって議案第10号 受付番号2番から7番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 ここで、局長。
早瀬局長	ちょっと別件があるんで中座させていただきます。申し訳ございません。 この後の進行につきましては、中澤課長の方からの進行となります。
議長	次に、議案第11号「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
中澤課長	渡辺主任よりご説明させていただきます。
渡辺主任	議案書14ページをご覧ください。 議案第11号、現況確認証明(非農地証明)について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号1番、所在：口戸字本通、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：1,021㎡、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市口戸。 申請地は、国道294号線の西側約200m、真岡鉄道真岡線折本駅の北西側約1.3kmに位置する土地です。昭和50年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。 2番、関本下字南館内、畑、宅地、590㎡、宅地、住宅敷地、筑西市関本下。 申請地は、市立関城西小学校の南側約700m、関城支所の南西側約1.2kmに位置する土地です。平成15年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。 3番、西方字明神西、畑、宅地、11㎡、外1筆、合計2筆、合計面積11.49

m²、宅地、住宅敷地、山梨県南都留郡忍野村忍草。

申請地は、県立下館工業高校の東側約 300m、市立大田小学校の北西側約 300mに位置する土地です。平成 5 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いいたします。

高島敏男
委員

はい。2 番の高島です。

1 番の報告をいたします。先月 25 日に申請に対する書類審査をし、その後、現地確認をいたしました。この現地確認は、前々月も 1 回予備調査をしてきました。今回で 2 回目なのですが、前回の調査のときに宅地の持ち主と一緒に話をして、宅地の出入りが小さいために畑を通路として使ってしまったというようなことがわかって、今回、住宅建築のための手続きをしていたところ、畑が宅地として使用してるってことで判明しました。そこで、畑に対して非農地証明の依頼があり、今回の書類にも不備がなく、所有者との話し合いにも矛盾はありませんでした。

以上の調査の結果、証明書の発行は可能と思われまます。さらなる皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

はい。2 番お願いします。

齊藤一弥
委員

はい。8 番の斎藤です。

4 月 25 日、関城支所におきまして書類審査、その後、現地調査を行いました。申請の土地ですが、隣接する北側にこの申請者の住宅があります。その住宅の出入りのための進入路として、使っている土地です。20 年以上経過しているようなことから、許可相当と思われまます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

3 番お願いします。

中澤保
委員

9 番、中澤です。

3 番について報告いたします。4 月 25 日、書類審査及び現地確認を実施しました。

書類等不備もなく、許可相当と判断いたしました。皆様のさらなるご審議の方お願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員	「異議なし」
議長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第11号 受付番号1番から3番を採決いたします。</p> <p>議案第11号 受付番号1番から3番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員。よって議案第11号 受付番号1番から3番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第18条の規定による許可について」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案について、事務局より説明願います。</p>
中澤課長	山本主事よりご説明させていただきます。
山本主事	<p>はい。続きまして16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号、農地法第18条の規定による許可について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。</p> <p>それでは、次のページをお願いいたします。</p> <p>番号：1番、所在：下江連字東田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：965㎡のうち954.69㎡、他2筆、合計3筆、合計面積：2,564.48㎡、貸主：筑西市下江連、借主：韓国。</p> <p>2番、下江連字東田、田、田、1,716㎡、筑西市下江連、韓国。</p> <p>3番、飯島字北原、畑、畑、297㎡、千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前、韓国。</p> <p>いずれの申請地も現在耕作されておらず、また借人と連絡がつかないため、貸人より解約の申請がなされたものです。</p> <p>以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、受付番号1番から3番について調査委員の報告をお願いいたします。</p>
宮山繁治委員	<p>はい。19番、宮山です。</p> <p>18条について報告します。</p> <p>4月25日、書類確認をしました。</p> <p>1番から3番まで上程します。</p> <p>すべて受人が行方不明でありまして、渡人の申請によりまして解約するというようなことでありまして、後日、本人確認をですね、3名に対して行って間違</p>

いないというようなことであります。

許可相当と思われますが、さらなるご審議をお願いします。以上です。

議長

はい。調査委委員の報告は以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いいたします。

はい。國府田委員さん。

國府田
喜久男
委員

借受人の女の方、筑西市でれんこんを作って、いい収入になるということ
言っていたと、以前に私聞いたことがあるんです。

それで、れんこんの値段が落ちているという話なんですよ。でもやっぱり、
できたものを売って何とかやっていたらいいんですけどね。それでも
また、現場もやっぱり儲からなくなっちゃったもんで、また突然帰ってしま
ったということで聞いてます。

これからな、さっきの農政審議会でも言ったんですが、何人の方をも貸して
る人がいますので、これから出てくるのかなと思ってます。

そういうことです。説明すれば、はい。

議長

ううん。ねえ。帰っちゃったのかねえ。困ったことであります。はい。

宮山繁治
委員

これについては、私ちょっと知人なもんですから、今度ね、借りる方につ
いては、私随分知ってます。

それでこれについても、やはり先ほどあったようにレンコン。

米作りできないもんですから、やはりレンコンはかなり重労働で大変なん
ですが、かなりの外国人を使って、今やっています。

ので、かなり所得があるというようなことで聞いておりますので、これらに
ついてはやっぱり今後借りてやるのかなと、我々にとっては、遊休農地じゃなく
なるんで、大変いいことかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長

じゃあ続けてレンコンづくりを違う方がやるってことでね。

宮山繁治
委員

そうです。

議長

はい。わかりました。

あと、ご質疑がありましたらお願いいたします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結
いたします。

議案第12号 受付番号1番から3番について採決いたします。

議案第12号 受付番号1番から3番については、賃借人が国外へ転出してしまい、契約者双方による合意解約が行えない事案となります。

議案第12号 受付番号1番から3番を原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第12号 1番から3番は、原案どおり「農地法第18条の規定による許可について」、許可相当として、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第13号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

中澤課長

はい。それでは、市村補佐よりご説明させていただきます。

市村補佐

議案書の18ページをお願いします。

議案第13号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

19ページをお願いいたします。農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。

農地の貸し付けにつきましては契約開始日が令和6年6月1日となります。

現況地目は田・畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。

契約が3年未満のものは9筆で10,158㎡、契約が3年以上6年未満のものは202筆で342,656㎡、契約が6年以上10年未満のものは27筆で35,980㎡、契約が10年以上のものは、279筆で547,025㎡、合計、517筆 935,819㎡。

明細につきましては、20ページから32ページのとおりでございます。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第13号を採決いたします。

議案第13号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第13号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画の決定について」を決定することに、決しました。

はい。局長が戻りました。

早瀬局長

すいませんでした。

議長

次に、議案第14号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。市村補佐からの説明となります。

市村補佐

議案書の33ページをお願いいたします。議案第14号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

議案書の34ページをお願いいたします。

令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について、1、農業委員会の状況、令和6年3月31日現在でございます。

1、令和5年度の農業委員会の体制ですが、農業委員定数24名に対し実数20名。

農地利用最適化推進委員が20地区で20名でした。

農家農地等の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス及び農地台帳等から数値を記入しております。

35ページをお願いいたします。

最適化活動の実施状況、1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、現状及び課題ですが、管内の農地面積11,200ha、これまでの集積面積7,111ha、集積比率は63.4%です。

課題としましては、担い手への集積が進んでいるが、まだまだ農地は分散傾向にあり、作業効率が良好とは言えません。地域計画に基づき、農地中間管理機構も活用して、担い手農家への集積を促進します。

目標及び実績ですが、集積目標 7,311ha に対し、実績 7,211ha、達成状況 99.7% です。農業委員の皆様による耕作地のあっせんや、農地中間管理機構を活用した集積・集約の結果、ほぼ目標どおりの面積となりました。

次に、遊休農地の発生防止解消についてです。

現状及び課題ですが、1号遊休農地面積 39.2ha、うち緑区分 27.8%、黄区分 11.4%、失礼いたしました。緑区分は 27.8 ha、黄色部分は 11.4 ha でございます。

課題としましては、農業者の高齢化や後継者不足等により新たな遊休農地が発生。所有者への指導や農地中間管理機構を活用し遊休化への予防や解消に取り組む。

目標及び実績ですが、解消目標面積 4.42 ha でした。

36 ページをお願いいたします。

解消実績面積が 3.5 ha、達成状況は 79.2% でした。

遊休農地の現地調査等を行い、現状を把握するとともに、農地に戻せない状態になる前に、財政活用取り組みを進めて参ります。

37 ページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進です。

現状及び課題でございますが、新規就農者確保のため、若い就農者等掘り起こしを図る必要があります。

目標及び実績ですが、新規参入者への貸付目標農地面積 58ha に対し、実績 2.48ha、達成状況は 4.28% となっております。

新規参入の状況ですが、令和 5 年度の新規参入者数は 8 件で、取得面積は 2.48 ha でした。

筑西市は他市町村と比較してみても、農地の権利移動面積が非常に大きいため、このような状況になっております。農政課及び関係機関と連携し、新規参入者への相談、案内等を強化して参ります。

2、最適化活動の活動目標

委員が最適化活動を行う日数目標は 1 ヶ月で概ね 10 日以上となっております。活動強化月間は 3 回で 9 月が遊休農地の解消、10 月が農地の集積、12 月が新規参入の促進です。これはほぼ目標通りとなっております。

新規参入相談会へ参加はできませんでしたが、近隣の市町村と連携して新規の就農者獲得に向け積極的に行動できました。

以上が令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

本日の議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮沼敏男
委員長 はい。総会前に、農政企画審議会を開催いたしまして、審議の結果、事務局提案の通りで異議のないことを報告いたします。
以上です。

議 長 蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案14号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第14号を採決いたします。
議案第14号は、原案どおり「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について」を賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第14号は原案どおり、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について」を決定することに、決しました。

次に、議案第15号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長 引き続き、市村補佐からの説明となります。

市村補佐 議案書の39ページをお願いいたします。議案第15号、令和6年度最適化活動の目標の設定について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

40ページをお願いいたします。
令和6年の最適化活動の目標の設定等、I農業委員会の状況、令和6年4月1日現在でございます。
1、農業委員会の現在の体制です。
現在の筑西市農業委員会の体制は、委員定数24名に対し、実数24名。
農地利用最適化推進委員が、20地区で20名です。
農家農地等の概要ですが、農林水産統計、農林業センサス及び農地台帳等か

らの数値を記入しております。

41 ページをお願いいたします。

最適化活動の目標、1、最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積、管内農地面積 11,100 ha、これまでの集積面積 7,211ha、集積率 65.0%となっております。

課題としましては、地域の中心となる担い手への利用集積が行われるよう、農地中間管理機構を活用し、集積の促進を図ることです。

目標としましては、集積面積を 7,326ha といたします。目標案設定の考え方ですが、国の政策目標では、担い手への集積目標を令和 12 年までに全農地の 66%としており、当該目標の達成を目指します。

次、(2)遊休農地の解消についてです。

直近の状況教唆による 1 号遊休農地の面積が 39.30 ha で、そのうち緑区分は 27.87 ha、黄色区分は 11.43 ha となっております。

課題としましては、農業者の高齢化と後継者不足、土地主の不在や未相続農地により遊休農地が発生していることです。

中間管理機構の活用による遊休化の予防及び解消に取り組み、令和 3 年度の調査における遊休農地面積より、緑区分の解消目標面積は 4.42ha となっております。

前年度の令和 5 年度新規発生分は 0.67ha となっておりますので、こちらを今年度の解消目標面積といたします。

42 ページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進

新規参入状況ですが、令和 5 年度の新規参入者数は 8 件、取得面積は 2.48ha となっております。

課題としまして、農政課及び関係機関と連携し、情報を得ながら新規の青年就農者及び女性や定年帰農者の掘り起こしを図る必要があることで、新規参入者への貸付等の権利移動面積は 54.0ha を目標といたします。

2. 最適化活動の活動目標

(1) 最適化活動を行う日数目標です。

1 人当たりの活動日数は月に概ね 10 日でございます、10 日の活動をお願いいたしております。

(2) 活動強化月間の設定目標ですが、設定回数を年間 3 回といたしまして、9 月に遊休農地の解消、10 月に農地の集積、12 月に新規参入の促進を設定いたします。

43 ページをお願いいたします。

(3) 新規参入相談会への参加目標ですが、参加回数を 1 回と設定しまして、7 月と 12 月につくば市及び水戸市において、「新農業人フェア」が開催予定でございます。いずれかに参加する予定です。

以上が、令和 6 年度最適化活動の目標の設定となっております。

本日、議決が得られましたら、国へ報告し筑西市ホームページ及び全国農業会議所ホームページで公表いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会・蓮沼委員長より審議の報告を、お願いいたします。

蓮沼敏男
委員長

はい。先ほど行われました農政企画審議会では、事務局提案のとおりであるということで異議のないことを申し上げます。

以上です。

議長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案15号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

齊藤一弥
委員

すいません。8番の齊藤です。

40ページの、一番下の表。

耕地面積、畑の内訳欄に、普通畑、樹園地、牧草畑とありますが、数字の記載がないんですけど。

議長

はい。事務局。

中澤課長

はい。すいません。

齊藤委員さんの質問にお答えさせていただきます。

今、既存の農地台帳、システムで私どもが持っている、運用してるところなんですけども、そちらの方に、この畑の中で明細の普通畑、樹園地、牧草畑というデータ項目が、管理されてないところがございます。

そのため、畑、全体畑としておき、農地台帳の畑というものを集計した次第でございます。以上でございます。

齊藤一弥
委員

その、記入欄があるのにもかかわらず、書かないっつうのはいいの。

なぜ聞いてるかっていうと、私、この普通畑と樹園地で賃借料違ってきちゃうんで、毎年の賃借料の変更のときに、ある程度参考にしたいなと思ったんですよ。

中澤課長

お答えさせていただきます。

委員さんの賃借料、お金の支払いの面で、そういった区分が必要というお話ですが、こちらもちよっと台帳の方、このデータ管理の方を、ちよっとデータ見ながら、入れば進められるように確認していきますので、どうぞご了承いただければと思います。

齊藤一弥
委員

すぐにはできないんでしょうけど、これ記入欄あって毎年報告してるんだから、だんだん直していかないと。うん。

賃借料も、賃借料の設定のときに申しあげましたけど、5,000円から7,000円になって、普通の畑はみんな5,000円で借りてんのに、樹園地とかは1万ぐらいの値段ついてるわけですね。

そのときにも、普通畑と樹園地とは分けて設定してもらいたっていう要望を出したんですが、その観点からもぜひある程度の面積の記入をお願いしたいと思います。

中澤課長

今議案に上がっている、こちらの令和6年度目標の報告でございますが、実際普通畑、樹園地、牧草畑っていうサイズの項目集計ができませんので、このまま畑として報告させていただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。

今後、こちらデータ項目は、データフォームの方を確認しまして、これ仕様は皆全国统一仕様になってると思いますので、なので、そちらを確認して、すぐにはできませんけどちょっとお時間いただきたいと思いますが、そちらを確認いたします。

早瀬局長

じゃ、よろしいですか。

まず、実際作業ができるのかどうか、項目があるのかどうかを総会后確認させていただきます。

そして、実際に入力するように今度はデータそのものが残ってるのかどうか。この2点を確認させていただいて、次の総会までにできるかできないか。

いや、1ヶ月でとりあえず項目があるかないかと、データベースがそろってるかどうかだったら確認できるはずなんですよ。

で、数字を実際入力するって言ったら、多分半年1年かかっちゃっても仕方ないと思うんですけど。

まず、先ほどの提案に対して、すぐに対応できるレベルなのか、先々なのか、そしてその先々であればどのくらいのスパンで直るのかと、システムそのものを改修するんだったら予算を絡んじゃうんで、1年後の予算計上していきますとか。

そういった、まずは今回の提案に対するアクションを起こした結果を、次の総会の時点でどうなったかということだけ、を報告させていただいて、その先のボリュームによって、今度はロードマップ作っていくっていう考えで、業務進めさせていただきたいんですけどよろしいでしょうか。

議長

はい。そういうことで、お願いします。

はい。あとご質疑ありませんか。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第15号を採決いたします。

議案第15号は、原案どおり「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第15号は原案どおり、「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を決定することに、決しました。

次に、議案第16号「筑西市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。市村補佐からの説明となります。

市村補佐

議案書44ページをお願いいたします。

議案第16号、筑西市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

45ページをお願いいたします。

農業委員会等に関する法律の法改正が平成28年4月1日に施行されまして、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として明確に位置付けられました。

担い手への農地利用の集積集約化を図るため、地域計画に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があります。

農業委員と農地利用最適化推進委員の皆様が連携し、担当区域ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、筑西市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を定めます。

なお、この指針は、農業委員会の長期的目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である、3年ごとに検証見直しを行います。

46ページをお願いいたします。

具体的な目標といたしましては、3つの項目がございます。

1つ目は、遊休農地の発生防止解消についてです。

解消目標といたしましては、現状の遊休農地面積が39.3haありますので、3年後には、その約半分の18.9ha。さらに、6年後には0になるよう目標を定めまして、目標達成には、(2)の①から③までの推進方法がございます。

47ページをお願いいたします。

目標の2つ目は、担い手への農地利用の集積集約化についてです。

令和5年5月に公表されました、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針により、「所得向上を目指す農業経営体や異業種企業等への農地の集積集約化に意欲的な地域を、県、市町村等が一体となって重点的に支援する施策の展開による政策誘導効果を加味し、2030年度、令和12年度です、担い手への農地集積率の目標を66%に設定する」とあります。

これを踏まえまして、(1)担い手への農地利用集積目標を、令和12年4月までに66%になるよう設定いたしました。

また、具体的な推進方法といたしましては、(2)の①から④に示してございます。

次のページをお願いいたします。

目標の3つ目は、新規参入の促進についてです。

新規参入者の現状は、直近の3年間で18人、取得面積は8.19haとなっております。

これらを基に、3年間で新規参入者、約20人、取得面積10haを目標設定といたしまして、3年後及び6年後の目標値を、(1)の表に示してございます。

また、具体的な推進方法としましては、(2)の①から④に示してございます。

49ページをお願いいたします。

「地域計画」の目標を達成するための役割としまして、筑西市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、筑西市農業委員会は、次に示してございます5項目の役割を担って参ります。

以上が、筑西市農業委員会が定める「農地等の利用最適化の推進に関する指針」の内容でございます。

この指針につきましては、農業委員会法により、農地利用最適化推進委員の意見を聞くこととされております。

定例総会にて、本日議決を得られましたら、最適化推進委員に郵送し意見を求めます。修正等の意見があった場合は、次回の6月総会に再度上程いたします。推進委員から意見がない場合は、今回議決をいただいたものを、茨城県農業会議に提出し、ホームページで公表いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、農政企画審議会、蓮沼委員長より審議の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
委員長

はい。議案第16号についても、事務局提案のとおりということで異議のないことを報告いたします。

以上です。

議 長

蓮沼委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案16号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第16号を採決いたします。

議案第16号は、農地利用最適化推進委員に意見を求め、意見がない場合は、原案どおり「筑西市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第16号は農地利用最適化推進委員に意見を求め、意見がない場合は、原案どおり、「筑西市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を決定することに、決しました。

次に、議案第17号「農業者年金加入推進部長の選定について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

早瀬局長

引き続き、市村補佐からの説明となります。

市村補佐

議案書の50ページをお願いいたします。

議案第17号、農業者年金加入促進部長の選定について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。

51ページをお願いいたします。

農業者年金の加入推進については、農業委員会組織、JAグループをはじめ関係機関等が一丸となって取り組んだ結果、新制度の加入者は13万4千人を突破しており、国が示した第4期中期計画の「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」の目標を達成する結果となっております。

令和5年度からは第5期中期目標を新たに掲げており、若い農業者や女性農業者に重点を置いた取り組みをこれまで以上に勧めていくことになりました。

このようなこともありまして、農業委員会では、加入推進のリーダー的な役割を担う方を加入推進部長として選定することとなっております。任期は3年間です。本日は、新たに2名の加入推進部長の選任をお願いいたします。前回は関城地区と協和地区からご選出いただきましたので、今回は明野地区と下館地区から推薦をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで推進部長の推薦をお願いしま

す。

初めに、栗島和子委員にお願いします

栗島和子
委員

はい。私は、寺内美雄委員を推薦いたします。現在 J A 北つくば直売関係部会に所属され、地元水利組合の代表も務められております。

農業者の減少についてなど多くの課題を認識され、農業の維持発展に努められておりますので、適任かと思われま

議長

はい。ありがとうございます。次に、岩渕進委員をお願いします

岩渕進
委員

はい。私は下館地区の宮山繁治委員を推薦いたします。

長きにわたり、J A 北つくばに勤務され、幅広い知識と経験を学び、実践されてきました。それらを生かした地域農業の発展に寄与されていらっしゃるため、適任と思われま

よろしくをお願いいたします。

議長

はい。只今、寺内美雄委員と宮山繁治委員の推薦がありましたが、意義はございませんか。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 17 号「農業者年金加入推進部長の選定について」を採決いたします。

採決にあたり、ここで関係者となります、17 番議席・寺内美雄委員は、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後 15 時 17 分 除斥

議案第 17 号 農業者年金加入推進部長の選定について、17 番議席・寺内美雄委員を推進部長とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって 17 番議席・寺内美雄委員を農業者年金加入推進部長とすることに、決しました。

ここで、17 番議席・寺内美雄委員の除斥を解きます。

午後 15 時 18 分 解除

次に、関係者であります19番議席・宮山繁治委員は、筑西市農業委員会会議規則第10条の規程により、除斥を願います。

午後15時19分 除斥

議案第17号を採決いたします。

議案第17号 農業者年金加入推進部長の選定について

19番議席・宮山繁治委員を推進部長とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、よって19番議席・宮山繁治委員を農業者年金加入推進部長とすることに、決しました。

ここで、19番議席・宮山繁治委員の除斥を解きます。

午後15時20分 解除

次に、日程第4 報告第6号から第8号を、事務局より説明願います。

早瀬局長

はい。では、ここからは中澤課長からの説明となります。

中澤課長

私からは、報告第6号から報告第8号までを一括してご説明させていただきます。

初めに52ページをお開き願います。

報告第6号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は3件でございます。

これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構が農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に55ページをお開き願います。

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

届出件数は5件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、住宅敷地拡張、自己住宅、住宅用地、建売住宅、共同住宅敷地を転用事由とする専決処理を行ったものがございます。

次に58ページをお願いいたします。

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和6年5月10日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

71ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、25件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。

報告第6号から第8号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和6年度第2回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員の皆様、長時間にわたるご審議、大変お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年5月10日

議 長

署名委員

署名委員